

# 「地理的表示保護規定（意見募集稿）」 の改定についての説明

## 一、改定の背景と必要性

2017年10月1日より施行された『民法総則』と2020年5月28日第十三期全国人民代表大会第三回会議の審議で可決された『民法典』は、いずれも地理的表示を作品、専利、商標、営業秘密等と並ぶ知的財産客体と見なしている。

地理的表示の専門保護について、現行の『地理的表示産品の保護規定』は元国家質検総局が2005年に制定し、実施してきたものである。それに関連する規範的文書『国外における地理的表示産品の保護方法』は2016年に発布され、2019年に改定された。上記規則と規範的文書は地理的表示産品を効果的に保護し、地域経済の発展を促進するのに重要な役割を果たしてきた。2020年6月末まで、承認された地理的表示産品は累計で2385件、承認された地理的表示専用マーク（以下、「専用マーク」という）の使用企業は8811社であった。

ところが、規則の制定が早く、現在まで改定されたこともないことから、地理的表示保護の現実的需要を満たすことができなくなった。具体的には次のようなところに現れている。第一に、審査プロセスの関連規定に不備があり、特に取消理由が全面的なものとは言えず、異議理由が欠乏する。第二に、権利保護が弱く、権利侵害の法的責任が曖昧である。第三に、地理的表示産品と専用マークに対する審査、承認に偏っており、使用管理に係る規定が少ない。第四に、国内外の地理的表示の関連内容がそれぞれ上記規則と規範的文書に散見されており、統一性に欠けている。

『民法典』を実施し、上記問題を解決し、地理的表示の法的制度の更なる整備を推進するために、『地理的表示産品保護規定』を1日でも早く改定し、現行知的財産制度の枠組みにおいて地理的表示の法的ルールを充実化し、確実に地理的表示の保護を強化しなければならない。

## 二、改定過程

弊局は、2019年に『地理的表示産品保護規定』の改定に着手した。その期間中に、一部の企業へ実地調査を行い、関係専門家を集めて論証を実施し、国外の関連国家と地域の地理的表示保護法律制度の良い経験を充分参考にし、見本とした。研究、改定と見直しを積み重ねて、『地理的表示保護規定（意見募集稿）』（以下、「意見募集稿」という）を作成した。

### 三、改定思想と主な内容

意見募集稿では、現行規則と規範的文書の規定を総合的に考慮し、それを基礎として補足と見直しを行った。第一に、各主体及びその権利義務を明確にした。第二に、地理的表示の登録申請と審査プロセスを見直し、最適化した。第三に、地理的表示の保護と地理的表示製品の品質への監督管理を強化した。第四に、国内外の地理的表示に関連する規定の統合による同等の保護を実現した。

#### (一) 規則の名称と全体的枠組みを調整した。

『民法典』に基づいて、規則の名称を『地理的表示製品の保護規定』から『地理的表示保護規定』に修正した。意見募集稿では、旧規則の総則、登録申請及び受理、審査及び承認、標準制定及び専用マークの使用、保護と監督等の6章から総則、登録申請、審査と認定、取消と変更、管理、運用と使用、法的責任等の7章に調整し、二十八条から四十二条に拡張した。

#### (二) 各主体の権利義務を明確にした。

意見募集稿では、「地理的表示の登録申請の主体は、県級以上の人民政府が指定した生産者協会又は保護申請機構である」と規定した。また、「地理的表示が保護を取得した後、登録申請者は措置を講じて地理的表示製品の名称と専用マークの使用、製品の品質特色等を管理しなければならない」と規定した。さらに、「地理的表示製品の生産者は、地理的表示製品の名称と専用マークを使用する権利があり、対応する標準又は管理規範に従い生産を手配しなければならない」と規定した。(第九、三十二、三十三条)

#### (三) 地理的表示保護を与えない状況を規定した。

意見募集稿では、製品又は製品の名称が法律、社会倫理に違反する又は公共の利益を害する、製品名称が製品の通用名称に過ぎない、既存の地理的表示、商標権、動物・植物品種と抵触する場合等、地理的表示保護を与えない状況を明確に規定した。それらを異議申立と取消の理由とした。(第七、十六、二十三条)

#### (四) 地理的表示の登録申請と審査プロセスを見直し、最適化した。

意見募集稿では、地理的表示の登録申請、専用マークの使用申請という2つのプロセスを1つに統合し、「登録申請者は地理的表示の登録申請を提出する時に、合わせて専用マークの使用を申請する生産者や中国取次販売者のリストを提出することができる」と規定し、当事者の負担を確実に軽くしている。また、「登録申請者は申請拒絶決定に不服がある場合、再審査を申し込むことができ、再審査決定に不服がある場合、人民法院に提訴することができる」と明確にした。(第十、十一、二十一条)

#### (五) 地理的表示保護を強化した。

意見募集稿では、「組織や個人を問わず誰もが製品名称又は製品記述を使用するこ

とにより、公衆に製品の産地を誤認させた場合、許諾を受けずに無断で製品に専用マークや専用マークと類似するマークを使用し、公衆に誤認させた場合、『中華人民共和国産品品質法』に従い処理する」と規定した。また、「産地範囲以外の同一又は類似産品に保護を受ける地理的表示産品の名称を使用し権利侵害を構成した場合、市場監督管理部門がそれを差し止め、罰金する」と規定した。(第三十五、三十六条)

#### (六) 地理的表示産品の品質への監督管理責任を強化した。

意見募集稿では、「地理的表示産品の品質特色を維持するために、登録申請者と生産者が対応する義務を負わなければならない」「産地範囲所在地の地方の人民政府は、保護を受ける地理的表示産品の標準体系、検査体系と品質保証体系を構築し、実施しなければならない」「地方の知的財産管理部門は、本行政区域内の保護を受ける地理的表示産品の品質特色、産品の標準適合性等について日常の監督管理を行わなければならない」と規定した。また、登録申請者や生産者が関連義務を履行しない場合の罰則についても規定した。(第二十八、二十九、三十七、三十八条)

#### (七) 国内外における地理的表示保護を統合した。

意見募集稿では、「外国人、外国企業や外国の他の団体による地理的表示の登録申請は、本規定に従い処理する」と明確にした。外国による地理的表示登録申請の特殊性を考慮して、「外国の登録申請者が地理的表示を登録申請する場合、所属国又は地域で地理的表示保護を取得した公式の証明文書等も提供しなければならない」「法により設立した専利代理機構、国家知識産権局に届出を行った商標代理機構や法により設立した弁護士事務所へ処理を委託することができる」と規定した。(第八、十一、十四条)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。